

## 処 分 基 準

平成12年7月1日作成

法 令 名	自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則
根 拠 条 項	第9条
処 分 の 概 要	指定法人の指定の取消し
原権者（委任先）	鳥取県公安委員会
法令の定め	<p>自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則第1条第2号 （指定の基準）</p> <p>同第7条（是正又は改善の勧告）</p>
処 分 基 準	<p>自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則第9条各号に該当する場合、帰責事由が無い場合又は悪性がごく軽微な場合であって、是正等することができ、現に是正等しようとしているとき等を除き、許可を取り消すこととする。</p>
問 い 合 わ せ 先	警察本部生活安全部生活安全企画課
備 考	